

# 地区公民館等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、各地区に建築する公民館、公会堂、集会場、区民会館、児童館及び老人憩いの家（以下「公民館等」という。）のうち、自治区民のみの利用を対象とする公民館等及び市民全体の利用を対象とする中学校区（コミュニティ）単位の公民館等について、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者、同法第8条の3に規定する防災物品、同法第17条に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の設置及び維持並びに同法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検及び報告の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(自治区の公民館等)

第2 自治区民のみの利用を対象とする公民館等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 用途については、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）

別表第1（1）項口に掲げる防火対象物として取り扱う。

(2) 収容人員の算定は、令別表第1（15）項に準ずる防火対象物として取り扱う。

(3) 防火管理者については、次により取り扱う。

ア 防火管理者を要するものは、収容人員が50人以上のものとする。

イ 500平方メートル以上のものは甲種防火対象物、500平方メートル未満のものは乙種防火対象物とする。

ウ 防火管理者は、区長又は自治区の役員等の中から有資格者を選任する。

(4) 防災物品については、令別表第1（1）項口の防災防火対象物として取り扱う。

(5) 消防用設備等の設置及び維持については、令別表第1（15）項に準ずる防火対象物として取り扱う。

(6) 消防用設備等の点検及び報告については、令別表第1（15）項に準ずる防火対象物として取り扱う。

(7) 豊田市火災予防条例第23条に掲げる喫煙等の規制については、令別表第1（15）項に準ずる防火対象物として取り扱う。

(中学校区単位の公民館等)

第3 市民全体の利用を対象とする中学校区単位の公民館等については、第2第1号及び第4号によるほか、収容人員の算定、防火管理者、消防用設備等の設置及び維持並びに消防用設備等の点検及び報告については、令別表第1（1）項口に掲げる防火対象物として取り扱うものとする。

(既存の公民館等の取扱い)

第4 従前の取扱いにより消防用設備等を設置した公民館等で、今後、第3の規定により取り扱う公民館等については、増改築の機会をとらえ、消防用設備等の設置を指導するものとする。

2 既存の公民館等で、防災物品以外のカーテン、じゅうたん等を使用しているものは、その取替えの際に防災物品とするものとする。

附 則

この基準は、昭和56年9月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。